

周南市手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月22日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市手数料条例の一部を改正する条例

周南市手数料条例（平成15年周南市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表その3 建築関係の表(12)の部アの項中

「

1 件につき 47,000円
----------------

」

を

「

床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1 件につき	39,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1 件につき	47,000円

」

に改め、同部ウの項中

「

床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1 件につき	115,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1 件につき	188,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	1 件につき	290,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1 件につき	372,000円

床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの 1件につき 443,000円  
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 1件につき 515,000円

を  
「

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 115,000円  
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件につき 150,000円  
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 188,000円  
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 290,000円  
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 372,000円  
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 443,000円  
床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 515,000円

に改め、同部エの項中

「

床面積の合計が300平方メートル以下のもの 1件につき 253,000円  
床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件につき 402,000円  
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 1件につき 569,000円  
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの

の 1件につき 697,000円  
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの  
の 1件につき 822,000円  
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 1件につき  
935,000円

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 253,000円  
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1  
件につき 326,000円  
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
1件につき 402,000円  
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
1件につき 569,000円  
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
1件につき 697,000円  
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
1件につき 822,000円  
床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 935,000  
円

」

に改め、同部備考4中「42,000円」を「次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同備考4に次の各号を加える。

- (1) 200平方メートル未満のもの 34,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの 42,000円

別表その3 建築関係の表(12)の部備考6各号を次のように改める。

- (1) 300平方メートル未満のもの 105,000円
- (2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 134,000円
- (3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 161,000円

- (4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 210,000円
- (5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 245,000円
- (6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 283,000円
- (7) 25,000平方メートル以上のもの 315,000円

別表その3 建築関係の表(12)の部備考7各号を次のように改める。

- (1) 300平方メートル未満のもの 243,000円
- (2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 310,000円
- (3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 375,000円
- (4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 489,000円
- (5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 570,000円
- (6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 662,000円
- (7) 25,000平方メートル以上のもの 735,000円

別表その3 建築関係の表(13)の部アの項中

「

1 件につき 24,000円
----------------

」

を

「

床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1 件につき 21,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1 件につき 24,000円

」

に改め、同部ウの項中

「

床面積の合計が300平方メートル以下のもの 1 件につき 58,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1 件につき 95,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 1 件につき 146,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの

の 1件につき 187,000円  
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの  
の 1件につき 222,000円  
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 1件につき  
258,000円

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 58,000円  
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1  
件につき 75,000円  
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
1件につき 95,000円  
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
1件につき 146,000円  
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
1件につき 187,000円  
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
1件につき 222,000円  
床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 258,000  
円

」

に改め、同部エの項中

「

床面積の合計が300平方メートル以下のもの 1件につき 127,000円  
床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの  
1件につき 202,000円  
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの  
1件につき 284,000円

床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき 349,000円

床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの 1件につき 410,000円

床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 1件につき 468,000円

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 127,000円

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件につき 163,000円

床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 202,000円

床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 284,000円

床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 349,000円

床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 410,000円

床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 468,000円

」

に改め、同部備考4中「21,000円」を「次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同備考4に次の各号を加える。

(1) 200平方メートル未満のもの 18,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 21,000円

別表その3 建築関係の表(13)の部備考6各号を次のように改める。

(1) 300平方メートル未満のもの 53,000円

(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 67,000円

- (3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円
- (4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 106,000円
- (5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 123,000円
- (6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 142,000円
- (7) 25,000平方メートル以上のもの 158,000円

別表その3 建築関係の表(13)の部備考7各号を次のように改める。

- (1) 300平方メートル未満のもの 122,000円
- (2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 155,000円
- (3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 188,000円
- (4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 244,000円
- (5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 285,000円
- (6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 330,000円
- (7) 25,000平方メートル以上のもの 368,000円

別表その3 建築関係の表(15)の部アの項中

「

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1
件につき 170,000円	

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1
件につき 129,000円	
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
1件につき 170,000円	

」

に改め、同部イの項中

「

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1
件につき 300,000円	

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1
件につき	234,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
1件につき	300,000円

」

に改め、同部備考3中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同備考3中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同備考3第2号中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号を同備考3第3号とし、同備考3第1号の次に次の1号を加える。

(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 113,000円

別表その3 建築関係の表(15)の部備考4中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同備考4第2号中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号を同備考4第3号とし、同備考4第1号の次に次の1号を加える。

(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 218,000円

別表その3 建築関係の表(15)の部備考9中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表(16)の部アの項中

「

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1
件につき	86,000円

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1
件につき	65,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
1件につき	86,000円



」

に改め、同部イの項中

「

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1
件につき 151,000円	

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1
件につき 117,000円	
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
1件につき 151,000円	

」

に改め、同部備考4中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同備考4第2号中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号を同備考4第3号とし、同備考4第1号の次に次の1号を加える。

(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 56,000円

別表その3 建築関係の表(16)の部備考5中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同備考5第2号中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号を同備考5第3号とし、同備考5第1号の次に次の1号を加える。

(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 108,000円

別表その3 建築関係の表(16)の部備考10中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表(17)の部アの項中

「

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1
件につき 170,000円	

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1
件につき	129,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
1件につき	170,000円

」

に改め、同部イの項中

「

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1
件につき	300,000円

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1
件につき	234,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
1件につき	300,000円

」

に改め、同部備考2中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同備考2中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同備考2第2号中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号を同備考2第3号とし、同備考2第1号の次に次の1号を加える。

(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 113,000円

別表その3 建築関係の表(17)の部備考3中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同備考3第2号中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号を同備考3第3号とし、同備考3第1号の次に次の1号を加える。

(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 218,000円

別表その3 建築関係の表(18)の部アの項中

「

床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1件につき 40,000円

を

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 20,000円  
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1  
件につき 29,000円  
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
1件につき 40,000円

に改め、同部イの項中

床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1件につき 43,000円

を

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 22,000円  
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1  
件につき 31,000円  
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
1件につき 43,000円

に改め、同部ウの項中

床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1件につき 170,000円

を

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 98,000円

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1  
件につき 129,000円  
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
1件につき 170,000円

に改め、同部エの項中

床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1件につき 300,000円

を

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 173,000円  
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1  
件につき 234,000円  
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
1件につき 300,000円

に改め、同表(19)の部アの項中

床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1件につき 21,000円

を

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 10,000円  
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1  
件につき 14,000円  
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
1件につき 21,000円

に改め、同部イの項中

「

床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1件につき 22,000円

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 11,000円

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1  
件につき 15,000円

床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
1件につき 22,000円

」

に改め、同部ウの項中

「

床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1件につき 86,000円

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 50,000円

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1  
件につき 65,000円

床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
1件につき 86,000円

」

に改め、同部エの項中

「

床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1件につき 151,000円

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件につき	87,000円
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1 件につき	117,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件につき	151,000円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
別表（第2条関係） その1 税関係 ・ その2 戸籍等関係 （略） その3 建築関係			別表（第2条関係） その1 税関係 ・ その2 戸籍等関係 （略） その3 建築関係		
手数料を徴収する事項		手数料の金額	手数料を徴収する事項		手数料の金額
(1)～(11) (略)			(1)～(11) (略)		
(12) 低炭素建築物新築等（新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替え若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修	ア 一戸建ての住宅	1件につき <u>47,000円</u>	(12) 低炭素建築物新築等（新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替え若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修	ア 一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの <u>1件につき39,000円</u> 床面積の合計が200平方メートル以上のもの <u>1件につき47,000円</u>
	イ (略)			イ (略)	
	ウ 非住宅建築物のうち工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自動車駐車場、倉庫、観覧場、卸売	床面積の合計が <u>300平方メートル以下</u> のもの <u>1件につき115,000円</u>		ウ 非住宅建築物のうち工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自動車駐車場、倉庫、観覧場、卸売	床面積の合計が <u>300平方メートル未満</u> のもの <u>1件につき115,000円</u> 床面積の合計が <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満</u> のもの <u>1件につき150,000円</u>

現行

改正案

をいう。  
以下この部及び次の部において同じ。)計画認定申請

市場、火葬場  
その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものをいう。  
以下この部及び次の部において同じ。)の用に供する部分

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件につき 188,000円  
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 1件につき 290,000円  
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき 372,000円  
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの 1件につき 443,000円  
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 1件につき 515,000円

エ 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分

床面積の合計が300平方メートル以下のもの 1件につき 253,000円

をいう。  
以下この部及び次の部において同じ。)計画認定申請

市場、火葬場  
その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものをいう。  
以下この部及び次の部において同じ。)の用に供する部分

床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 188,000円  
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 290,000円  
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 372,000円  
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 443,000円  
床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 515,000円

エ 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 253,000円  
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満



現行			改正案		
		<p>床面積の合計が<u>300平方メートルを超え2,000平方メートル以下</u>のもの 1件につき 402,000円</p> <p>床面積の合計が<u>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下</u>のもの 1件につき 569,000円</p> <p>床面積の合計が<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下</u>のもの 1件につき 697,000円</p> <p>床面積の合計が<u>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下</u>のもの 1件につき 822,000円</p> <p>床面積の合計が<u>25,000平方メートルを超える</u>もの 1件につき 935,000円</p>			<p><u>のもの 1件につき 326,000円</u></p> <p>床面積の合計が<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 402,000円</p> <p>床面積の合計が<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 569,000円</p> <p>床面積の合計が<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 697,000円</p> <p>床面積の合計が<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 822,000円</p> <p>床面積の合計が<u>25,000平方メートル以上</u>のもの 1件につき 935,000円</p>
備考			備考		
1～3 (略)			1～3 (略)		

現行	改正案
<p>4 アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この部、次の部、(15)の部、(16)の部及び(17)の部において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、<u>42,000円</u>を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 ウに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この部、次の部、(15)の部、(16)の部及び(17)の部において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ</p>	<p>4 アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この部、次の部、(15)の部、(16)の部及び(17)の部において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、<u>次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p><u>(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円</u> <u>(2) 200平方メートル以上のもの 42,000円</u></p> <p>5 （略）</p> <p>6 ウに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この部、次の部、(15)の部、(16)の部及び(17)の部において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ</p>

現行	改正案
<p>ぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) <u>300平方メートル以下のもの</u> 105,000円</p> <p>(2) <u>300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</u> 160,000円</p> <p>(3) <u>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの</u> 210,000円</p> <p>(4) <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの</u> 245,000円</p> <p>(5) <u>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの</u> 283,000円</p> <p>(6) <u>25,000平方メートルを超えるもの</u> 315,000円</p>	<p>ぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) <u>300平方メートル未満のもの</u> 105,000円</p> <p>(2) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 134,000円</p> <p>(3) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 161,000円</p> <p>(4) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 210,000円</p> <p>(5) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> 245,000円</p> <p>(6) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 283,000円</p> <p>(7) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> 315,000円</p>
<p>7 エに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) <u>300平方メートル以下のもの</u> 243,000円</p> <p>(2) <u>300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</u> 375,000円</p>	<p>7 エに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) <u>300平方メートル未満のもの</u> 243,000円</p> <p>(2) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 310,000円</p> <p>(3) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 375,000円</p>

現行			改正案		
<p>(3) <u>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下</u>のもの 489,000円</p> <p>(4) <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下</u>のもの 570,000円</p> <p>(5) <u>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下</u>のもの 662,000円</p> <p>(6) <u>25,000平方メートルを超える</u>もの 735,000円</p> <p>8～11 (略)</p>			<p>(4) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満</u>のもの 489,000円</p> <p>(5) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満</u>のもの 570,000円</p> <p>(6) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満</u>のもの 662,000円</p> <p>(7) <u>25,000平方メートル以上</u>のもの 735,000円</p> <p>8～11 (略)</p>		
(13) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請	ア 一戸建ての住宅	<u>1件につき 24,000円</u>	(13) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請	ア 一戸建ての住宅	<u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 21,000円</u> <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 24,000円</u>
	イ (略)			イ (略)	
	ウ 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分	<u>床面積の合計が300平方メートル以下</u> のもの 1件につき 58,000円		ウ 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分	<u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 58,000円</u> <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件につき 75,000円</u>

現行

改正案

		<p>床面積の合計が<u>300平方メートルを超え2,000平方メートル以下</u>のもの 1件につき 95,000円</p> <p>床面積の合計が<u>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下</u>のもの 1件につき 146,000円</p> <p>床面積の合計が<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下</u>のもの 1件につき 187,000円</p> <p>床面積の合計が<u>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下</u>のもの 1件につき 222,000円</p> <p>床面積の合計が<u>25,000平方メートルを超える</u>もの 1件につき 258,000円</p>			<p>床面積の合計が<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 95,000円</p> <p>床面積の合計が<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 146,000円</p> <p>床面積の合計が<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 187,000円</p> <p>床面積の合計が<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 222,000円</p> <p>床面積の合計が<u>25,000平方メートル以上</u>のもの 1件につき 258,000円</p>
	<p>エ 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分</p>	<p>床面積の合計が<u>300平方メートル以下</u>のもの 1件につき 127,000円</p>		<p>エ 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分</p>	<p>床面積の合計が<u>300平方メートル未満</u>のもの 1件につき 127,000円</p> <p><u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満</u></p>

現行			改正案		
		<p>床面積の合計が<u>300平方メートルを超え2,000平方メートル以下</u>のもの 1件につき 202,000円</p> <p>床面積の合計が<u>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下</u>のもの 1件につき 284,000円</p> <p>床面積の合計が<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下</u>のもの 1件につき 349,000円</p> <p>床面積の合計が<u>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下</u>のもの 1件につき 410,000円</p> <p>床面積の合計が<u>25,000平方メートルを超える</u>もの 1件につき 468,000円</p>			<p><u>のもの 1件につき 163,000円</u></p> <p>床面積の合計が<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 202,000円</p> <p>床面積の合計が<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 284,000円</p> <p>床面積の合計が<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 349,000円</p> <p>床面積の合計が<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 410,000円</p> <p>床面積の合計が<u>25,000平方メートル以上</u>のもの 1件につき 468,000円</p>
備考			備考		
1～3 (略)			1～3 (略)		

現行

4 アに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、21,000円を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

5 (略)

6 ウに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル以下のもの 53,000円

(2) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 81,000円

(3) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 106,000円

(4) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 123,000円

(5) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル

改正案

4 アに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 18,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 21,000円

5 (略)

6 ウに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 53,000円

(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 67,000円

(3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円

(4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 106,000円

(5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 123,000円

(6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未

現行		改正案	
<p style="text-align: center;">以下のもの 142,000円</p> <p>(6) <u>25,000平方メートルを超えるもの</u> 158,000円</p> <p>7 エに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) <u>300平方メートル以下のもの</u> 122,000円</p> <p>(2) <u>300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</u> 188,000円</p> <p>(3) <u>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの</u> 244,000円</p> <p>(4) <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの</u> 285,000円</p> <p>(5) <u>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの</u> 330,000円</p> <p>(6) <u>25,000平方メートルを超えるもの</u> 368,000円</p> <p>8～11 (略)</p>		<p style="text-align: center;"><u>満</u>のもの 142,000円</p> <p>(7) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> 158,000円</p> <p>7 エに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) <u>300平方メートル未満のもの</u> 122,000円</p> <p>(2) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 155,000円</p> <p>(3) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 188,000円</p> <p>(4) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 244,000円</p> <p>(5) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> 285,000円</p> <p>(6) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 330,000円</p> <p>(7) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> 368,000円</p> <p>8～11 (略)</p>	
(14) (略)		(14) (略)	
(15) 建築	ア 非住宅建築	床面積の合計が300平方メート	(15) 建築
			ア 非住宅建築
			床面積の合計が300平方メート



現行

改正案

現行			改正案		
<p>物エネルギー消費性能向上計画認定申請</p>	<p>物又は複合建築物に係る非住宅部分（以下「非住宅建築物等」という。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部及び(17)の部において「省令」という。）第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下この部及び次の部において</p>	<p>ル未満のもの 1件につき 98,000円</p> <p>床面積の合計が<u>300平方メートル</u>以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 170,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 279,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 345,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 485,000円</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につ</p>	<p>物エネルギー消費性能向上計画認定申請</p>	<p>物又は複合建築物に係る非住宅部分（以下「非住宅建築物等」という。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部及び(17)の部において「省令」という。）第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下この部及び次の部において</p>	<p>ル未満のもの 1件につき 98,000円</p> <p><u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件につき 129,000円</u></p> <p>床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 170,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 279,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 345,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 485,000円</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につ</p>

現行

改正案

「モデル建物法基準」という。)による認定に係るものに限る。)

き 562,000円

「モデル建物法基準」という。)による認定に係るものに限る。)

き 562,000円

イ 非住宅建築物等(モデル建物法基準による認定に係るものを除く。)

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき  
173,000円

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 300,000円

床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき  
469,000円

床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき  
568,000円

イ 非住宅建築物等(モデル建物法基準による認定に係るものを除く。)

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき  
173,000円

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件につき 234,000円

床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき  
300,000円

床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき  
469,000円

床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき  
568,000円

現行

床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき  
763,000円  
床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき  
870,000円

ウ～オ (略)

備考

1・2 (略)

3 アに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この部及び次の部において「法」という。）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この部及び次の部において「誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) (略)

改正案

床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき  
763,000円  
床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき  
870,000円

ウ～オ (略)

備考

1・2 (略)

3 アに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この部及び次の部において「法」という。）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第35条第1項各号（法第36条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この部及び次の部において「誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) (略)

現行			改正案		
<p>(2) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 143,000円</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 273,000円</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 <u>法第30条第2項</u>の規定による申出をする場合の手数料の金額は、(1)の部に規定する建築物等の確認申請及び計画通知の手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>			<p>(2) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 113,000円</p> <p>(3) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 143,000円</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>4 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 218,000円</p> <p>(3) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 273,000円</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 <u>法第35条第2項</u>の規定による申出をする場合の手数料の金額は、(1)の部に規定する建築物等の確認申請及び計画通知の手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>		
(16)	建築	ア 非住宅建築	(16)	建築	ア 非住宅建築
床面積の合計が300平方メートル			床面積の合計が300平方メートル		

現行			改正案		
物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請	物等（モデル建物法基準による認定に係るものに限る。）	ル未満のもの 1件につき 50,000円	物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請	物等（モデル建物法基準による認定に係るものに限る。）	ル未満のもの 1件につき 50,000円
		床面積の合計が <u>300平方メートル</u> 以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 86,000円			床面積の合計が <u>300平方メートル</u> 以上1,000平方メートル未満のもの 1件につき <u>65,000円</u>
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 140,000円			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 86,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 173,000円			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 140,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 243,000円			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 173,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につ			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 243,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につ			床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につ

現行

改正案

	き 282,000円
イ 非住宅建築物等（モデル建物法基準による認定に係るものを除く。）	<p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 87,000円</p> <p>床面積の合計が<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 151,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 235,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 285,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 382,000円</p>

	き 282,000円
イ 非住宅建築物等（モデル建物法基準による認定に係るものを除く。）	<p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 87,000円</p> <p><u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件につき 117,000円</u></p> <p>床面積の合計が<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 151,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 235,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 285,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 382,000円</p>

現行

床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 435,000円

ウ～オ (略)

備考

1～3 (略)

4 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) (略)

(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 72,000円

(3)～(6) (略)

5 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額か

改正案

床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 435,000円

ウ～オ (略)

備考

1～3 (略)

4 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) (略)

(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 56,000円

(3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 72,000円

(4)～(7) (略)

5 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額か

現行			改正案		
<p>ら減じた金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 137,000円</p> <p><u>(3)~(6)</u> (略)</p> <p>6~9 (略)</p> <p>10 法<u>第31条第2項</u>において準用する法<u>第30条第2項</u>の規定による申出をする場合の手数料の金額は、(1)の部に規定する建築物等の確認申請及び計画通知の手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>			<p>ら減じた金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 108,000円</p> <p>(3) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 137,000円</p> <p><u>(4)~(7)</u> (略)</p> <p>6~9 (略)</p> <p>10 法<u>第36条第2項</u>において準用する法<u>第35条第2項</u>の規定による申出をする場合の手数料の金額は、(1)の部に規定する建築物等の確認申請及び計画通知の手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>		
(17) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請	ア 非住宅建築物(省令第1条第1項第1号ロに定める基準による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 98,000円	(17) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請	ア 非住宅建築物(省令第1条第1項第1号ロに定める基準による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 98,000円 <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 1件につき 129,000円 床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未</u>



現行

改正案

のもの 1 件につき 170,000 円  
 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1 件につき 279,000円  
 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1 件につき 345,000円  
 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1 件につき 485,000円  
 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1 件につき 562,000円

満のもの 1 件につき 170,000円  
 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1 件につき 279,000円  
 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1 件につき 345,000円  
 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1 件につき 485,000円  
 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1 件につき 562,000円

イ 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号ロに定める基準による認定に係るものを除く。）

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1 件につき 173,000円

イ 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号ロに定める基準による認定に係るものを除く。）

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1 件につき 173,000円  
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1 件につき 234,000円

現行		改正案	
	<p>床面積の合計が<u>300平方メートル</u>以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 300,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 469,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 568,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 763,000円</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 870,000円</p>		<p>床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 300,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 469,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 568,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 763,000円</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 870,000円</p>
	ウ～ク (略)		ウ～ク (略)
備考		備考	
1 (略)		1 (略)	

現行

2 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この部において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) (略)

(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 143,000円

(3)～(6) (略)

3 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) (略)

(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 273,000円

改正案

2 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この部において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) (略)

(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 113,000円

(3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 143,000円

(4)～(7) (略)

3 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) (略)

(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 218,000円

(3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 273,000円

現行

改正案

(3)～(6) (略)

(4)～(7) (略)

4～10 (略)

4～10 (略)

(18) 建築物エネルギー消費性能適合性判定

ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この部及び次の部において「モデル建物法基準」という。）による判定に係るものに限る。）

床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1件につき  
40,000円

床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき  
102,000円

床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき  
151,000円

床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル

(18) 建築物エネルギー消費性能適合性判定

ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この部及び次の部において「モデル建物法基準」という。）による判定に係るものに限る。）

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき  
20,000円

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件につき  
29,000円

床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき  
40,000円

床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき  
102,000円

床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき  
151,000円

床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル

現行

改正案

現行		改正案	
	<p>ル未満のもの 1件につき 191,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 237,000円</p>		<p>ル未満のもの 1件につき 191,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 237,000円</p>
イ	<p>非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）</p> <p>床面積の合計が<u>2,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 43,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 105,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 154,000円</p>	イ	<p>非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）</p> <p><u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> 1件につき <u>22,000円</u></p> <p><u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 1件につき <u>31,000円</u></p> <p>床面積の合計が<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 43,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 105,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 154,000円</p>

現行		改正案	
	<p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 191,000円</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 237,000円</p>		<p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 191,000円</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 237,000円</p>
ウ	<p>非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）</p> <p>床面積の合計が<u>2,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 170,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 279,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル</p>	ウ	<p>非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）</p> <p>床面積の合計が<u>300平方メートル未満</u>のもの <u>1件につき 98,000円</u></p> <p>床面積の合計が<u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満</u>のもの <u>1件につき 129,000円</u></p> <p>床面積の合計が<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 170,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 279,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル</p>

現行		改正案	
	<p>未満のもの 1件につき 345,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 485,000円</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 562,000円</p>		<p>未満のもの 1件につき 345,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 485,000円</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 562,000円</p>
エ	<p>非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）</p> <p>床面積の合計が<u>2,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 300,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 469,000円</p>	エ	<p>非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）</p> <p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの <u>1件につき</u> <u>173,000円</u></p> <p>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの <u>1件につき</u> <u>234,000円</u></p> <p>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 300,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 469,000円</p>

現行			改正案		
		<p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 568,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 763,000円</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 870,000円</p>			<p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 568,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 763,000円</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 870,000円</p>
(略)			(略)		
<p>(19) 計画 変更に係 る建築物 エネルギー 消費性 能適合性 判定及び 軽微変更 該当証明 申請</p>	<p>ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（モデル建物法基準による判定及び証明に係るものに限る。）</p>	<p>床面積の合計が<u>2,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 21,000円</p>	<p>(19) 計画 変更に係 る建築物 エネルギー 消費性 能適合性 判定及び 軽微変更 該当証明 申請</p>	<p>ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（モデル建物法基準による判定及び証明に係るものに限る。）</p>	<p>床面積の合計が<u>300平方メートル未満</u>のもの <u>1件につき 10,000円</u></p> <p>床面積の合計が<u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満</u>のもの <u>1件につき 14,000円</u></p> <p>床面積の合計が<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 21,000円</p>



現行

改正案

床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 51,000円  
 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 76,000円  
 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 95,000円  
 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 119,000円

床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 51,000円  
 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 76,000円  
 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 95,000円  
 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 119,000円

イ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（モデル建物法基準による判定及び証明に係るものを除く。）

床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 1件につき

イ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（モデル建物法基準による判定及び証明に係るものを除く。）

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 11,000円  
 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件につき 15,000円  
 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未

現行

改正案

22,000円

床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1 件につき 53,000円

床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1 件につき 78,000円

床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1 件につき 95,000円

床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1 件につき 119,000円

満のもの 1 件につき 22,000円

床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1 件につき 53,000円

床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1 件につき 78,000円

床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1 件につき 95,000円

床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1 件につき 119,000円

ウ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法基準による判定及

ウ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法基準による判定及

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1 件につき 50,000円

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1 件につき 65,000円

現行		改正案	
	<p>び証明に係るものに限り。)</p> <p>床面積の合計が<u>2,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 86,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 140,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 173,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 243,000円</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 282,000円</p>		<p>び証明に係るものに限り。)</p> <p>床面積の合計が<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 86,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 140,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 173,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 243,000円</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 282,000円</p>
エ	<p>非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデ</p>		<p>エ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデ</p> <p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 87,000円</p> <p>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満</p>

現行		改正案	
	<p>ル建物法基準による判定及び証明に係るものを除く。)</p> <p>床面積の合計が<u>2,000平方メートル未満</u>のもの 1件につき 151,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 235,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 285,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 382,000円</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 435,000円</p>		<p>ル建物法基準による判定及び証明に係るものを除く。)</p> <p><u>のもの 1件につき 117,000円</u></p> <p>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 151,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 235,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 285,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 382,000円</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1件につき 435,000円</p>
(略)		(略)	
その4 開発関係～その6 その他 (略)		その4 開発関係～その6 その他 (略)	